

書籍 『給与明細から読みとく これだけは知っておきたい給与・税金・社会保険のジョーシキ』  
法改正に基づく新情報

本書内容は、平成21年3月末現在の法令・制度に拠っています（目次末頁にて、ことわり書き）が、このたび、平成21年3月末国会において、雇用保険関連法案が決議されました。これに伴い本書において、平成21年3月31日に施行される新たな事項が出てまいりました。該当する事項につきまして、左記の通り、読み替えをお願いいたします。

旧

新

**P 166 12行目以降 読み替え**

「はい。加入できます。ただし、①1週間の就業時間が20時間以上、②1年以上雇用される見込みがある、という両方を満たした場合は。」

**P 275 3行目以降 読み替え**

「はい。1週間の就業時間が20時間以上で、1年以上雇われる見込みがあれば、パート・アルバイトでも雇用保険には加入できますからね。」

「はい。加入できます。ただし、①1週間の就業時間が20時間以上、②6ヵ月以上雇用される見込みがある、という両方を満たした場合は。」

「はい。1週間の就業時間が20時間以上で、6ヵ月以上雇われる見込みがあれば、パート・アルバイトでも雇用保険には加入できますからね。」

## P66★社会保険料の決まり方★1 雇用保険料

### ★社会保険料の決まり方★

#### 1 雇用保険料 に追加

給与の総支給額×保険料率

\*雇用保険料の保険料率 一般事業では、15/1000、うち事業主9/1000、被保険者6/1000を負担。ただし、平成21年度に限り、11/1000、うち事業主7/1000、被保険者4/1000を負担

## P162〈基本手当所定給付日数〉

### 「2 特定受給資格者」の表下の注意書きを下記の通り差し替え

#### 2 特定受給資格者\*

年齢	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	240日	210日
35歳以上45歳未満		180日			240日
45歳以上60歳未満			150日	180日	
60歳以上65歳未満		210日			240日

倒産や解雇などの理由により離職された方（特定受給資格者）や期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方で、次の1～3のいずれかに該当する方について、特に再就職が困難だと公共職業安定所長が認めた場合は、給付日数が60日分（\*1）延長される。

- 1 受給資格に係る離職日において45歳未満の方（\*2）
- 2 雇用機会が不足している地域として指定する地域に居住する方（\*2）
- 3 公共職業安定所で知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職支援を計画的に行う必要があると認められた方

\*1 被保険者であった期間が通算して20年以上かつ所定給付日数が270日又は330日である方は、30日分の延長になります。

\*2 1及び2については、基本手当受給中に積極的かつ熱心に求職活動を行っている方が対象となりますので、求人への応募回数等が少ない方や、やむを得ない理由がなく所定の失業認定日に来所しなかった方などは対象にならない。

なお、就職が困難なものに係る所定給付日数となっている方は、当該所定給付日数が手薄くなっているため、延長の対象とはならない。

## P166★再就職の際の給付★表を、下表に差し替え

### ★再就職の際の給付★

	就業手当	再就職手当		常用就職支度金		
再就職の 再就職*	常用以外の再就職*	安定した就職や起業		身体障害者、再就職援助計画の対象者等就職困難者		
支給残日数 の 基本手当日 数	3分の1以上残っているが45日以上	3分の1以上3分の2未満残っている場合	3分の2以上残っている場合	90日以上残っている場合	45日以上90日未満の日数が残っている場合	45日未満の日数が残っている場合
支給額	基本手当日額×支給残日数×30%	基本手当日額×支給残日数×40%	基本手当日額×支給残日数×50%	基本手当日額×27日	基本手当日額×支給残日数×40%	基本手当日額×13.5日